

新 法律トラブルを斬る



回答 尾崎上梓 弁護士

Q 借金で困っています。毎月の返済額は給料とほぼ同じ額にまで増え、これ以上返済を続けていけそうにありません。でも、破産すると仕事を辞めなければならなくなる、何年間も財産を持ってなくなる、家族の財産まで取り上げられてしまうなどと聞きます。破産せずに何とかする方法はないでしょうか。

*** **

A 破産は避けたいとのことですが、借金の額が資産を上回

借金の返済困難 破産しても残る生活費

り、今後の収入を考慮しても借金の返済が難しいようなら、破産を含めた解決策を検討する方がよいと思います。その前に、相談者は破産について随分と誤解されているようなので、その点を説明します。

破産手続きは破産者の生活の再生も目的にした制度です。破産者本人の当面の生活に対し配慮されており、一般的には職業を制限されず、まうことはありません。ただ、警備員や生命保険の外務員など、破産手続きの終了まで一時的に資格を制限されてしまう特別な職種もあります。

また、官報(国が発行する広報)には破産したことが掲載されますが、勤務先にまで通知されることはありません(勤務先から借金をしている場合などは通知されます)。

次に、財産について説明します。破産者が破産前に保有していた資産は、債権者への返済に充てられます。これで破産についての誤解は解けたと思います。債務整理の方法もいろいろありますので、誤解や思い込みで選択肢を狭めてしまう前に専門家に相談して、自分に合った方法を

始め、今後の収入を考慮しても借金の返済が難しいようなら、破産を含めた解決策を検討する方がよいと思います。その前に、相談者は破産について随分と誤解されているようなので、その点を説明します。

破産手続きは破産者の生活の再生も目的にした制度です。破産者本人の当面の生活に対し配慮されており、一般的には職業を制限されず、まうことはありません。ただ、警備員や生命保険の外務員など、破産手続きの終了まで一時的に資格を制限されてしまう特別な職種もあります。

最後に、免責手続きのことです。破産者の借金返済義務はなくなりませんが、このため、破産者も、家族も、財産の保有を何年間も制限されるということにはなりません。ただ、借金の原因に問題がある場合や、財産を隠匿している場合など免責が認められないこともあるので注意してください。

最後に、免責手続きのことです。破産者の借金返済義務はなくなりませんが、このため、破産者も、家族も、財産の保有を何年間も制限されるということにはなりません。ただ、借金の原因に問題がある場合や、財産を隠匿している場合など免責が認められないこともあるので注意してください。



◆島根県弁護士会法律相談センター(電話08552・21・3450、予約受付時間平日9-12時、13-17時)